

任期付任用制度に関する意見

公設試験研究機関における研究活動をより活性化させるためには、部内と部外の研究者の相互交流を推進すべきである。そのため、顕著な業績を有する研究者や将来有望な若手研究者を期間限定で活用する必要がある。

また、時々刻々変化する新たな行政ニーズに対応するため、民間等外部の専門家の発想や知識・経験を期間限定で活用しながら、同時に、部内職員の能力の向上をも図っていく必要がある。

任命権者においては、都の実情を踏まえつつ、研究員やその他の職員を任期付で採用する制度の導入に向けて、下記により条例・規則等の整備を行っていくことが適当である。

記

- 1 任期付任用制度の適用対象者、任期、採用手続及び給与以外の勤務条件の取扱いについては、都の実情を踏まえつつ、国に準じて定めること。
- 2 給与については、以下のとおりとすること。
 - (1) 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項に基づき採用される者のうち
 - ア 第1号該当者に適用される給料表は別記アのとおりとすること。
 - イ 第2号該当者に適用される給料表は別記イのとおりとすること。
 - (2) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条に基づき採用される者のうち
 - ア 第1項該当者に適用される給料表は別記ウのとおりとすること。
 - イ 第2項該当者については任期の定めのない職員の例によること。
 - (3) (1)ア及び(2)アについて、特別の事情により別記の給料表の号給により難しい場合の取り扱いについては、国の同種職員に係る定めを考慮して定めること。

- (4) 任期付で採用された職員に支給する手当は、都の実情を踏まえつつ、国の同種職員に係る定めを考慮して定めること。また、期末手当は年間支給月数を3.75月とすること。

別記

ア（招へい型研究員）

号 給	給 料 月 額
	円
1	425,000
2	477,000
3	543,000
4	615,000
5	688,000
6	761,000

イ（若手育成型研究員）

号 給	給 料 月 額
	円
1	335,000
2	365,000
3	396,000

ウ（特定任期付職員）

号 給	給 料 月 額
	円
1	408,000
2	459,000
3	513,000
4	586,000
5	668,000
6	761,000
7	855,000